

総排気量 50cc 以下で、原付免許や普通自動車免許で運転できる「原付バイク」の区分が見直しされることになりそうです。

9/11、総排気量 125cc 以下（+最高出力 4 kw 以下 = 現行原付バイクと同程度）の二輪車を同区分に加える件に関する有識者会議が始まりました。

この背景には、2025 年 11 月の排ガス規制の基準強化があります。

メーカーにとっては同基準をクリアするための開発費負担が重く、50cc 以下の原付バイクを継続生産しても採算が取れない、といった事情があるようです。

原付バイクのルール「法定最高速度 時速 30km」、「2 人乗りの禁止」、「2 段階右折」などについては、当区分見直しに伴う変更はないとされています。

一方、現在の軽自動車税は 50 cc 以下が 2,000 円/年、125 cc 以下で 2,400 円/年と差異がありますので、新区分での税額が別途定められることになると考えられます。

上述の有識者会議は年内に 3～4 回程度開催され、提言を取りまとめる予定とのことです。

尚、当財団では自転車やバイクなどの交通安全に関する 5 つのメニューで、専門講師による出前授業を実施しています。

どうぞご活用ください。

メニューやお申込み方法等の詳細については、以下 URL をご参照願います。

http://www.jaef.or.jp/5-koushi/traffic-safety_r5.html

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyokuiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>